

# 栃木県後期高齢者医療広域連合における 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日  
栃木県後期高齢者医療広域連合長

栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、広域連合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

広域連合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局長、事務局次長、全課長を構成員とした特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

### (1) 女性職員の活躍に関する状況把握、課題分析

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、広域連合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

### ① 女性職員の採用割合

平成27年4月1日付け採用職員は、非常勤レセプト点検嘱託員2人、非常勤事務嘱託員2人、臨時的任用職員2人の計6人であり、6人全てが女性である。

	採用職員数	うち女性職員数	割合
局長	—		
派遣職員	—		
非常勤レセプト点検嘱託員	2人	2人	100.0%
非常勤事務嘱託員	2人	2人	100.0%
臨時的任用職員	2人	2人	100.0%

## ② 継続勤務年数の男女差

平成28年3月31日現在の職員の平均勤続年数は、局長4年、派遣職員1.88年、非常勤レセプト点検嘱託員1.59年、非常勤事務嘱託員2.50年、臨時的任用職員は1年である。男女の平均勤続年数の比較では、局長のみ男性が上回っているものの、それ以外は女性が上回っている。

	平均勤続年数	男性	女性	差(男-女)
局長	4.00年	4.00年	—	4.00年
派遣職員	1.88年	1.86年	2.00年	△0.14年
非常勤レセプト点検嘱託員	1.59年	—	1.59年	△1.59年
非常勤事務嘱託員	2.50年	—	2.50年	△2.50年
臨時的任用職員	1.00年	—	1.00年	△1.00年

## ③ 超過勤務の状況

平成27年度の超過勤務手当が支給される派遣職員25人の超過勤務時間は、6月が最も多く合計434時間、職員一人当たり17.4時間である。これは、被保険者証の年次更新処理やマイナンバー制度導入による事務が6月に集中したことによるものである。

(単位：時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
超過勤務時間計	393	371	434	282	159	409
職員一人当たり時間外勤務時間	15.7	14.8	17.4	11.3	6.4	16.4
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
超過勤務時間計	298	347	327	226	387	332
職員一人当たり時間外勤務時間	11.9	13.9	13.1	9.0	15.5	13.3

## ④ 管理職の女性割合

平成27年4月1日現在の管理的地位の女性職員はいない。

	人数	うち女性	女性の割合
事務局長	1人	0人	0%
事務局次長	1人	0人	0%

## ⑤ 各役職段階の職員の女性割合

平成27年4月1日現在の各役職段階における女性職員はいない。

	人数	うち女性	女性の割合
事務局長	1人	0人	0%
事務局次長	1人	0人	0%
課長	3人	0人	0%
リーダー	6人	0人	0%
計	11人	0人	0%

⑥ 男女別の育休取得率・平均取得期間

平成27年度の派遣職員の育休取得者は、男性、女性とも0人である。

		人数	育休取得数	取得割合
派遣職員	男性	21人	0人	0%
	女性	5人	0人	0%

⑦ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率・取得日数

平成27年度の派遣職員（男性）の配偶者出産休暇の取得者はいないが、育児参加休暇は1名が4日取得した。

		人数	取得者数	取得率	取得日数
派遣職員（男性）	21人	配偶者出産休暇			
		0人	0%	0日	
		育児参加休暇			
		1人	4.8%	4日	

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

○ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の向上

平成32年度までに、各役職段階の女性職員の割合の合計値を、平成27年度実績（0%）から10ポイント以上引き上げ10%以上とする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

○ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の向上

派遣職員については、市町との協議により毎年度協力要請しているが、平成28年度からの市町協議において、各役職段階における女性職員派遣に向け、市町の理解促進に努める。